

都市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

日本医師会からの通知3件（新型コロナウイルス）について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年1月5日付で日本医師会から下記3件の通知（厚生労働省事務連絡等）がありましたので、情報提供いたします。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へご周知をお願い申し上げます。
(詳細は、日本医師会通知をご参照ください)

記

通知①

- ・「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第6.1版」の周知について

通知②

- ・B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

通知③

- ・オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について

【参考：日本医師会ホームページ（通知文掲載）】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

【担当】
大阪府医師会
地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)

(健II480F)
令和4年1月5日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び
航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

今般、標記の事務連絡について、Q&A の改正（Q19、20）がなされ、本会に対しても
情報提供がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及
び関係医療機関に対する情報提供のほど、ご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。

事務連絡

令和3年11月30日

令和3年12月28日一部改正

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

南アフリカ等で確認された新たな変異株である B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、懸念される変異株に指定され、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されております。

このため、当面の間、従来の「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及びSARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に関わらず、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、下記のとおり対応をお願いします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に係る報告については、本事務連絡のⅢで示す報告内容を改めて御確認の上、自治体におけるオミクロン株確定症例の公表後、速やかに、下記の連絡先にメールで報告してください。また、オミクロン株確定症例のHER-SYSへの入力を徹底するようお願いします。

また、航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の濃厚接触者に係る対応について、12月28日以降、入国時検査で新型コロナウイルス感染症陽性であった場合は B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に感染しているとみなし、国立感染症研究所の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に従い、当該患者と同一の航空機内において、前後2列を含む5列以内の列に搭乗していた者を濃厚接触候補者として、各自治体において積極的疫学調査の上、濃厚接触者を同定することとします。その際、検査陽性者の家族・同行者の有無についても確認して下さい。なお、今般の濃厚接触者の範囲の見直しに伴い、検疫所指定施設での待機者以外の

入国者全員に対して、抗原検査キットを配布のうえ、入国後3日目に自主検査を要請し、検査で陽性になった場合には保健所に連絡をしていただく、という代替措置も講じておりますので、ご承知おきください。

オミクロン株に係る濃厚接触者の対応について、Q&A を追加しましたので、内容を御了知の上、御対応をお願いします。

(主な改正箇所は太字下線)

● 戦略班

- ・B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）確定事例の発生及び公表（※）に係る報告
- ・ゲノム解析及び変異株 PCR 検査に関すること
- ・B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に係る入院の対応、退院基準に関すること
- ・B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に係る感染管理に関すること

Email:variants@mhlw.go.jp

（※）本事務連絡のIII. を参照。

注 従前まで送付いただいた SARSOPC@mhlw.go.jp については、今後、使用しませんので、上記のアドレスに送付いただきますようお願いいたします。

記

I. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者及び当該患者に対する入退院の取扱い

1. 当面の間、以下の者については、原則、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づく入院を行うこととし（※1、※2）、迅速に対応がとれるよう、あらかじめ医療機関の確保等について調整しておくようお願ひいたします。

入院等に当たっての対応については、以下のフロー図を参照して下さい。

ただし、以下の者がゲノム解析により B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）でないことが確定した場合には、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様に、症状等に応じて、療養先を決定して下さい。

①新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。以下「検査陽性者」という。）であって、

- ・過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のある入国者（乗員も含む）（フロー図中、①に対応）

又は

- ・ゲノム解析の結果、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した者の濃厚接触者

又は

- ・B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者の濃厚接触者

②検査陽性者であって、

- ・L452R 変異株 PCR 検査が陰性である者

又は

- ・L452R 変異株 PCR 検査が判定不能である者のうち B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者（フロー図中、②に対応）

③検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性（CT 値 30 未満）である者の中、

- ・ゲノム解析の結果、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した者

又は

- ・ゲノム解析の結果が判定不能である者のうち B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者（フロー図中、③に対応）

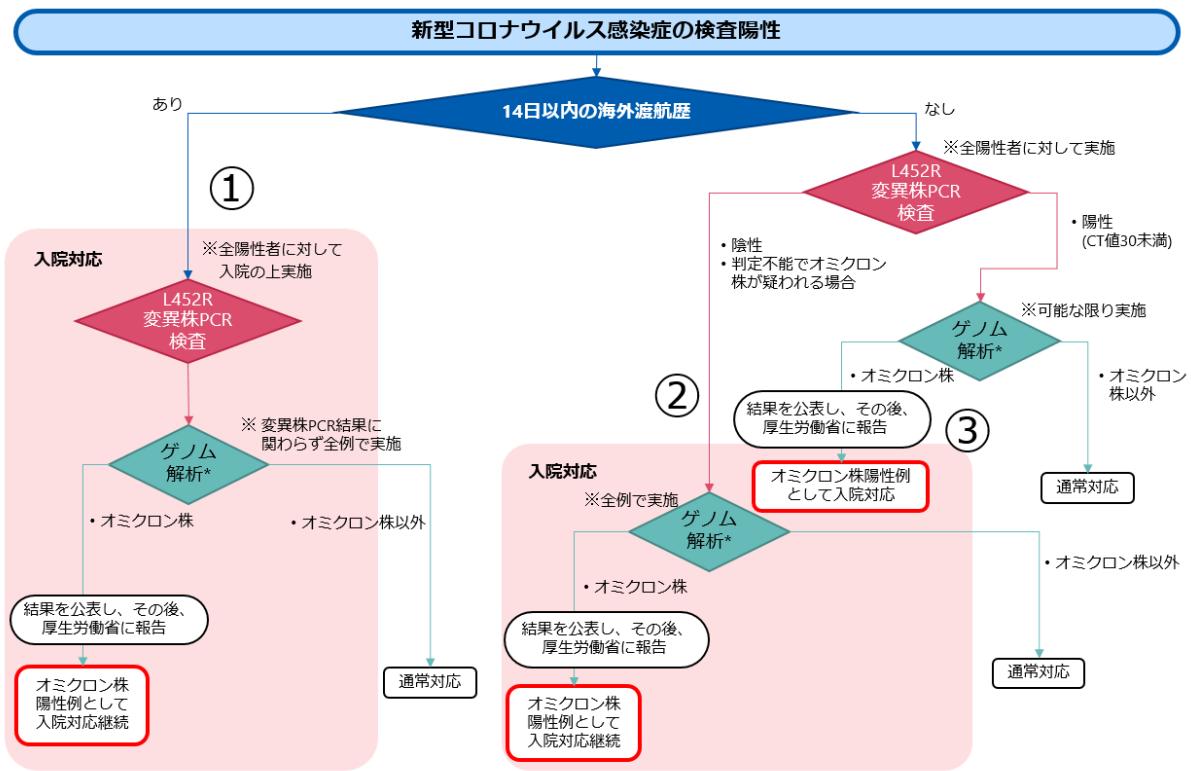
※1 入院期間中は個室隔離とし、他の株の患者と同室にしないこと。また、陰圧管理を行うことが望ましい。なお、B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者同士を同室することは可能。

※2 変異株 PCR 検査及びゲノム解析の実施については、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（健感発 0205 第 4 号 令和 3 年 2 月 5 日付け厚生労働省結核感染症課長通知）を参照。

※3 本事務連絡における「過去 14 日以内」の起算点は、以下のとおり。

- ・有症状者の場合は、発症日
- ・無症状者の場合は、検体採取日

B.1.1.529 系統の変異株（オミクロン株）陽性者等の行政対応に係るフロー図



2. また、以下の者については、更なる科学的知見が得られるまでの間、法第 44 条の 3 第 2 項に基づく必要な協力として宿泊施設に滞在していただくことを求めていただこう、お願いします。また、その際、下記の対応を実施いただくようお願いします。

- ①ゲノム解析の結果、B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定又は L452R 変異株 PCR 検査が陰性である検査陽性者の濃厚接触者
- ②ゲノム解析又は L452R 変異株 PCR 検査の結果が判定不能である者のうち B.1.1.529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある検査陽性者の濃厚接触者
- ③入国時検査で B.1.1.529 系統（オミクロン株）に感染しているとみなされた検査

陽性者の航空機内における濃厚接触者（※）

（※）入国時検査で新型コロナウイルス感染症陽性であった場合は B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に感染しているとみなし、当該患者と同一の航空機内において、前後 2 列を含む 5 列以内の列に搭乗していた者を原則として、積極的疫学調査を行い、各自治体において、濃厚接触者を同定することとする。その際、検査陽性者の家族・同行者の有無についても確認して下さい。

（宿泊療養中の対応）

法第 15 条に基づく調査として、SARS-CoV-2 に対する核酸増幅法等の検査を最終曝露日（陽性者との接触等）から 3 日目、6 日目、10 日目を目安に実施し、いずれの検査でも陰性、かつ最終曝露日（陽性者との接触等）から 14 日間経過した場合に宿泊療養を解除。

3. また、上記 1 により入院した者の退院基準については、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとするようお願いいたします。更なる科学的知見が得られた場合については、改めて、ご連絡いたします。

（1）有症状者の場合

症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

（2）無症状病原体保有者の場合

陽性確定に係る検体採取日から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

（留意事項）

- ・症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。
- ・上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。
- ・なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。
- ・B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）でないことが上記退院基準を満たす前に判明した場合には、現行の退院基準により対応して差し支えない。

4. これらの対応に当たっては、個人情報の保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

II. 航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、感染・伝播性が未知であったことから、緊急的対応として、同一の航空機に搭乗していた場合は、その座席位置に関わらず、濃厚接触者として対応してきたところ、国立感染症研究所の分析により、陽性者の前後 2 列を含む 5 列以外の列に搭乗していた場合の感染リスクは、他の渡航者の感染リスクと同程度と考えられることから、その取り扱いについては、12 月 28 日以降、入国時検査で新型コロナウイルス感染症陽性であった場合は B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に感染しているとみなし、国立感染症研究所の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」¹に従い、当該患者と同一の航空機内において、前後 2 列を含む 5 列以内の列に搭乗していた者を原則として、積極的疫学調査を行い、各自治体において、濃厚接触者を同定することとします。その際、検査陽性者の家族・同行者の有無についても確認して下さい。

III. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に係る報告及び陽性例の公表について

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例の公表に当たっては、厚生労働省と自治体が軌を一にして、かつ、速やかに行うことができるよう、現時点では以下に従って、自治体における公表後、速やかに、必ず厚生労働省にご報告ください。

（1）報告内容及び方法

A. 対象

ゲノム解析の結果、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した者

B. 報告のタイミング

保健所等において、自治体におけるオミクロン確定症例の公表後、速やかに、厚生労働省に報告をお願いいたします。厚生労働省においては、当日午後 21 時までに報告があったものを集計します。報告がないものは集計対象となりませんので、ご留意ください。

C. 報告内容（添付ファイルにパスワードを設定する場合、送付する際、必ず明記いただくようお願いします。）

①保健所情報

・保健所名、担当者、直通電話番号

②公表資料（プレスリリース等）

③患者概要

・氏名、年齢、性別、生年月日

・HER-SYS ID

¹ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019ncov/2559%20cfeir/10800%20covid1902.html>

- ・渡航歴の有無
　　渡航歴がある場合：入国日、入国前 14 日以内の滞在国（トランジット含む）
- ・B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例との疫学的リンクの有無
- ・渡航歴がある者との疫学的リンクの有無

D. 報告先

上記の内容について、メールで報告してください。電話で御連絡いただく必要はありません。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戰略班

Email:variants@mhlw.go.jp

注 従前まで送付いただいていた SARSOPC@mhlw.go.jp について
は、今後、使用しませんので、上記のアドレスに送付いただきま
すようお願いいたします。

(2) 公表

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の確定はゲノム解析により行います。ゲノム解
析確定前の公表は、対象者の個人情報の保護等の観点から、避けていただくようお
願いします。

また、自治体において公表を行う際は、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）」（令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を踏まえ、行っていただくようお願いします。

IV. 変異株 PCR 検査及び積極的疫学調査の実施について

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、他の懸念される変異株（VOCs）に
比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されており、この変異株の発生をより
迅速に把握する必要があることから、

- ① I のフロー図のとおり、SARS-CoV-2 陽性と判定された全ての検体について、
L452R 変異株 PCR 検査を実施すること、
- ② I. 1. ①～③に該当する者（入院の対象となる者）を把握した場合は、積極的疫
学調査を実施すること
を徹底いただくようお願いいたします。

※変異株 PCR 検査の実施については、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調
査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（令和3年2月5日
付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）、積極的疫学調査の実施については、

「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及びSARS-CoV-2陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を参照して下さい。

V. B.1.1.529系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株事例におけるHER-SYSの活用について

懸念される変異株事例におけるHER-SYSの入力については、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及びSARS-CoV-2陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）のVに関わらず、以下の要領に従い、B.1.1.529系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株であることをチェックできる項目（①変異株PCR検査結果・②ゲノム解析結果）の入力をお願いいたします。

なお、B.1.1.529系統（オミクロン株）の濃厚接触者についても、「新型コロナウイルス感染症（変異株）に係る健康観察について」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）にてお示ししたとおり、他の濃厚接触者と同様に、HER-SYSへの入力をお願いします。

【入力要領】

①変異株PCR検査結果（※）

- L452R変異株PCR及びN501Y変異株PCRそれぞれについて、陽性、陰性、判定不能または未実施のいずれかの選択をお願いいたします。

②ゲノム解析結果

- ベータ株、ガンマ株、デルタ株、オミクロン株、判定不能またはその他のいずれかを選択が可能となります。
- 国立感染症研究所その他機関でゲノム解析結果が確定した方について、プルダウンからベータ株、ガンマ株、デルタ株、オミクロン株、判定不能またはその他のいずれかの選択をお願いいたします。
- ベータ株については「B.1.351系統の変異株（ベータ株）」、ガンマ株については「P.1系統の変異株（ガンマ株）」、デルタ株については「B.1.617系統.2の変異株（デルタ株）」であることが確認された場合に入力をお願いいたします。
- 国立感染症研究所からウイルスの遺伝子の一部の分析ができず確定には至らなかつたが、懸念される変異株の特徴が確認されたとの報告を受けた場合についても、該当する株の選択をお願いいたします。
- ゲノム解析を行ったものの判定不能であった場合については、プルダウンから「判

定不能」の選択をお願いいたします。

- ・①については、変異株 PCR 検査を実施した結果が判明した際に、保健所において入力をお願いします（※）。また、②については、国立感染症研究所等からゲノム解析結果を受け取った際に、保健所において入力をお願いします。

（※）HER-SYS における変異株 PCR 検査結果の入力は、12月10日以降、可能となります。12月10日以前の分も含め、入力をお願いします。

＜参考＞現行の退院基準（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）抜粋）

第1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①または③に該当する場合とする。ただし、次の②または④に該当する場合も差し支えないとする。

（1）人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

（2）人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

- ⑤ 発症日から10日間経過した場合

- ⑥ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者または発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快

とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理または体外式心肺補助(ECMO) 管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。(①、③または⑤に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

新型コロナウイルス変異株への対応に関する Q&A

Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。	12
Q2. I. 2. の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。	12
Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。	12
Q4. I. 2. で宿泊療養をお願いしている方について、自宅療養とすることは可能か。	12
Q5. 濃厚接触者が、宿泊療養を拒否した場合の対応如何。	12
Q6. 保健所から自宅待機等をお願いした B. 1. 1. 529 系統(オミクロン株)疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。	13
Q7. 入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。	13
Q8. オミクロンの患者と航空機の同乗者であって、療養施設への入所に同意した場合に、疑似症患者とされることとなっているが、発生届の提出及びハーシス入力は必要か。	13
Q9. L452R 変異株 PCR 検査で判定不能の場合で、オミクロン株が疑われる事例とはどのような場合か。	13
Q10. 変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。	13
Q11. L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その CT 値に関わらずゲノム解析を行うのか。	14
Q12. 海外渡航歴があるもしくはオミクロン株が疑われる場合に、変異株 PCR 検査が判定不能かつゲノム解析が解析不能であった場合の退院基準はどうなるのか。	14
Q13. I. 1. ①及び②の方について、ゲノム解析の結果が出るまでに、3 の退院基準を満たした場合、退院してもよいか。	14
Q14. (過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のない) 検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性 (CT 値 30 未満) である者について、L452R 陽性で、ゲノム解析の結果が出るまで時間がかかる場合もしくはゲノム解析が解析不能であった場合は、通常の対応でいいのか。 ..	14
Q15. 船舶において、船員が陽性の場合、入院させる必要はあるか。	15
Q16. 検疫において検査陽性となった者について、オミクロン株であるか否かが判明するまでの流れはどうなるのか。	15
Q17. 海外渡航歴があり新型コロナウイルス感染症の検査陽性の場合に入院している者が、L452R 変異株 PCR 検査で陽性の場合、ゲノム解析の結果を待たずに宿泊療養に移行してもよいか。	15
Q18. オミクロン株の陽性者の機内濃厚接触者として健康フォローアップ期間中にコロナ陽性となり、ゲノム解析の結果デルタ株でした。どのように対応すればよいでしょうか。	15
Q19. 12 月 27 日までに到着した航空機内における濃厚接触者については、陽性者との座席位置に関わらず、宿泊療養を継続するのか。	16
Q20. オミクロン株の濃厚接触者として宿泊療養等を要請している者について、入学試験を受験する場合の外出を認めてよいでしょうか。	16

Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。

他国において、検疫施設における感染伝播が疑われる事案が発生していることから、宿泊療養施設に滞在させる場合、B.1.1.529 系統（オミクロン株）以外の新型コロナの宿泊療養者と厳格な時間的・空間的な分離が必要となります。例えば、B.1.1.529 系統（オミクロン株）以外の宿泊療養者との階を分ける、それが難しい場合、他の変異株の宿泊療養者が食事やゴミ出し等で個室のドアを開ける時間帯を変えるなど、運用面で配慮する必要があります。

Q2. I. 2. の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。

当該濃厚接触者については、「航空機内における B.1.1.529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者に関する宿泊施設への滞在について」（令和3年12月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でお示ししたとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による新型コロナウイルス感染症対策事業の補助対象とすることが可能です。

Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。

検査方法については PCR 検査又は抗原定量検査による方法が考えられます。また、費用については行政検査として取扱うことが可能です。

Q4. I. 2. で宿泊療養をお願いしている方について、自宅療養とすることは可能か。

宿泊施設での滞在に対してご理解を得ることが極めて困難な場合には、対象となる方が下記の対応を行うことを前提に、臨時応急的な措置として自宅療養を行うようお願いいたします（宿泊療養が可能となった場合には、可能な限り速やかに宿泊療養に移行）。

（自宅療養中の対応）

法第15条に基づく調査として、SARS-CoV-2に対する核酸増幅法等の検査を最終曝露日（陽性者との接触等）から3日目、6日目、10日目を目安に実施し、いずれの検査でも陰性、かつ最終曝露日（陽性者との接触等）から14日間経過した場合に自宅療養を解除。

Q5. 濃厚接触者が、宿泊療養を拒否した場合の対応如何。

I. 2. でお示しする方については、更なる科学的知見が得られるまでの間、法第44条の3第2項に基づく必要な協力として宿泊施設への滞在を求めていただくこととなります。

濃厚接触者の方に対しては、まずは、オミクロン株に関する更なる科学的知見が得られるまでの間の対応として宿泊施設に滞在いただくことについて、丁寧な説明等（※）を行うことにより、対象者の御理解・御協力を得られるようにすることが基本

となります。

※入国後 14 日以内の方であれば、入国時に保健所等における指示があった場合にはそれに従うことを誓約いただいていること等について説明いただくことも考えられます。

Q6. 保健所から自宅待機等をお願いした B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。

下記 URL の通知・事務連絡のとおり、行方不明届を出す場合についての留意事項をお示ししておりますので、これらを参考にしつつ、管轄の警察署と相談しつつ届出でいただくようお願いいたします。

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/fumei/koronayukuefumei0722.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000651755.pdf>

Q7. 入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。

お尋ねのような場合には、自治体において氏名・居住地を公表することは、感染拡大防止に資するものではなく、著しく個人情報保護を損なうものであるため、控えていただくべきであると考えます。

Q8. オミクロンの患者と航空機の同乗者であって、療養施設への入所に同意した場合に、疑似症患者とされることとなっているが、発生届の提出及びハーシス入力は必要か。

発生届の提出は不要です。HER-SYS 入力については、第 15 条に基づく積極的疫学調査の結果及び、健康フォローアップ中の健康観察に係る項目の入力をお願いします。

Q9. L452R 変異株 PCR 検査で判定不能の場合で、オミクロン株が疑われる事例とはどのような場合か。

同居家族等でオミクロン株陽性が確定した患者がいる場合など、明らかな疫学的リンクがある場合には、オミクロン株が疑われる事例と考えられます。

Q10. 変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。

国立感染症研究所の初期の評価に基づき、まずは L452R 変異株 PCR 検査の陰性を確認することにより、オミクロン株の可能性を探知することをお願いしているところですが、国立感染症研究所の新たな評価によると、N501Y 変異株 PCR 検査の陽性を確認することでも、オミクロン株の可能性を探知できることが確認されました。

このため、N501Y 変異株 PCR 検査で代用することもできますが、N501Y 変異株 PCR 検

査を用いる場合は、Cp 値 (Ct 値) の結果のみをもって判断するのではなく、501Y (N501Y 変異陽性) の蛍光増殖曲線を目視で確認する必要があることに留意が必要です。詳細は、「SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）について（第3報）」の“国内におけるスクリーニング検査法”を確認してください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2551-cepr/10817-cepr-b11529-3.html>

なお、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値 (Ct 値) の確認に加え、501Y の蛍光増殖曲線の目視での確認結果を踏まえ、HER-SYS の変異株 PCR 検査結果の項目の N501Y 変異株 PCR の入力欄に結果を入力してください。

Q11. L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その CT 値に関わらずゲノム解析を行うのか。

CT 値に関わらずゲノム解析の実施をお願いいたします。

Q12. 海外渡航歴があるもしくはオミクロン株が疑われる場合に、変異株 PCR 検査が判定不能かつゲノム解析が解析不能であった場合の退院基準はどうなるのか。

お尋ねの場合の退院基準については、本事務連絡の 3 のとおり、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとするようお願いいたします。更なる科学的知見が得られた場合については、改めて、ご連絡いたします。

(1) 有症状者の場合

症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 無症状病原体保有者の場合

陽性の確認から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

Q13. I . 1 . ①及び②の方について、ゲノム解析の結果が出るまでに、3 の退院基準を満たした場合、退院してもよいか。

貴見のとおりです。

Q14. (過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のない) 検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性 (CT 値 30 未満) である者について、L452R 陽性で、ゲノム解析の結果が出るまで時間がかかる場合もしくはゲノム解析が解析不能であった場合は、通常の対応でいいのか。

貴見のとおりです。

Q15. 船舶において、船員が陽性の場合、入院させる必要はあるか。

外国から来航した船舶（漁船を含む）において船員が陽性となった場合には、速やかにお近くの検疫所までご連絡ください。

なお、船内において隔離措置を実施でき、かつ、陽性者が船内での療養が可能な健康状態である場合、船内での療養を行うことも可能です。

Q16. 検疫において検査陽性となった者について、オミクロン株であるか否かが判明するまでの流れはどうなるのか。

検疫又は検疫所長が指定する施設において、新型コロナウイルス感染症の検査陽性となった者（以下「陽性者」という。）については、諸外国では既にオミクロン株への置き換えが進んでいることから、ゲノム解析によってオミクロン株でないことが確認されるまではオミクロン株とみなすこととしており、関係する自治体に対して、入国時検査で新型コロナウイルス感染症陽性となった方が搭乗していた航空機において、陽性者以外の者であって、陽性者の座席の前後2列を含む5列以内の列に座っていた者の情報を機内濃厚接触候補者として共有いたします。これを受けて、積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者（以下「機内濃厚接触者」という。）を同定してください。検査陽性者の家族・同行者の有無も確認した上で、濃厚接触者の範囲を確定し、該当する濃厚接触者に対し宿泊施設に滞在していただくことを求めてください。

陽性者については、ゲノム解析を行い（※）、解析結果についても速やかに関係する自治体に共有します。オミクロン株であることが判明した場合、ゲノム解析で判定不能の場合には、機内濃厚接触者は宿泊施設における滞在を継続ください。オミクロン株以外の系統であると判明した場合には、機内濃厚接触者は宿泊施設での待機が解除になります。

（※）ゲノム解析には、数日を要するため、ご連絡まで時間がかかることがあります。

Q17. 海外渡航歴があり新型コロナウイルス感染症の検査陽性の場合に入院している者が、L452R 変異株 PCR 検査で陽性の場合、ゲノム解析の結果を待たずに宿泊療養に移行してもよいか。

L452R 変異株 PCR 検査で陽性の場合でも、ゲノム解析の最終結果が判るまで、入院を継続していただくようお願いします。ゲノム解析によりオミクロン株以外の変異株であることが判明した場合には、他の変異株と同様に宿泊療養や自宅療養に移行してください。

Q18. オミクロン株の陽性者の機内濃厚接触者として健康フォローアップ期間中にコロナ陽性となり、ゲノム解析の結果デルタ株でした。どのように対応すればよいでしょうか。

オミクロン株とデルタ株の共感染のリスクについては不明であり、デルタ株の感染者としての入院等の感染管理とオミクロン株の濃厚接触者として、最終曝露日からの

14日間の健康フォローアップの双方が必要となります。デルタ株としての退院基準とオミクロン株の濃厚接触者としてのフォローアップのいずれか遅い方が到達する時点及びその2日前の2回のPCR検査を実施してください。いずれも陰性である場合、または陽性となつてもいずれのCt値も十分に高く（目安としてCt値が32以上）低下傾向がない場合にはデルタ株のPCRの陽性持続例としてフォローアップの終了が可能です。PCR結果の結果が陽性で、Ct値が低い場合や低下傾向を認める場合には、オミクロン株への感染の可能性が否定できないため、追加のゲノム解析を実施してください。

Q19. 12月27日までに到着した航空機内における濃厚接触者については、陽性者の座席位置に関わらず、宿泊療養を継続するのか。

貴見のとおりです。ただし、各都道府県、特別区及び保健所設置市において、当該濃厚接触者の座席が、オミクロン株の陽性者の座席の前後2列を含む計5列以外であることを確認（搭乗券の半券で陽性者の座席位置の前後2列以外であることを確認する等）した場合には、それ以降の待機期間は宿泊施設での待機を求めないこととして差し支えありません。（その場合であっても、他の入国者と同様に、入国後14日間の自宅等での待機及び待機中の健康観察や外出自粛が求められます。）

なお、12月27日までに到着した航空機内におけるオミクロン株の陽性者の座席位置については、追ってお知らせする予定です。

Q20. オミクロン株の濃厚接触者として宿泊療養等を要請している者について、入学試験を受験する場合の外出を認めてよいでしょうか。

「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に基づく対応をするなど、適切な管理が実施できている会場等であれば、外出を認めて差し支えない。

(参考) 「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」

<https://www.mext.go.jp/nyushi/>

(地 440) (健II 478)
令和 4 年 1 月 5 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
副会長 猪口 雄二
常任理事 釜 范 敏
(公印省略)

オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による
自宅療養者支援等の強化について

貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて昨年 12 月 28 日、オミクロン株の感染流行に備え、後藤茂之厚生労働大臣より中川俊男本会会長、日本薬剤師会会长及び日本看護協会会长に対し、自宅療養者への支援、経口薬による治療の確保、検査体制の確保、患者にとって分かりやすい情報発信及び人材確保について、直接協力要請がなされました。

また、それを踏まえ、同日中に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等に対して事務連絡「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」が発出されました。

同事務連絡では、HER-SYS 等の積極的な活用の他、診療・検査医療機関には自ら診断した自宅療養者について引き続き健康観察・診療を実施していただくようにすること、「健康観察・診療を実施する医療機関」すべてが経口薬を処方できる体制を整えること、ラゲブリオ登録センターの登録医療機関リストを管内の診療・検査医療機関に共有すること等を求めております。

特に、診療・検査医療機関については、「未だ（都道府県のホームページで）公表していない診療・検査医療機関に対し、公表を促すこと。その際、かかりつけ患者への検査に限っている等の事情がある場合には、その旨をホームページに追記する等の対応も可能であることを丁寧に説明し、公表いただくよう働き

かけること。」とされております。また、自宅療養者の健康観察・診療を行う医療機関として、診療・検査医療機関のページに健康観察・診療を実施する旨の項目を加える等、各都道府県のホームページで公表する仕組みを整えることも求めております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、とりわけ診療・検査医療機関や健康観察・診療を実施する医療機関等の拡大・公表や、経口薬の投与の体制確保について、貴会管下郡市区医師会とご協議の上、ご対応いただきますよう、お願い申し上げます。

事務連絡
令和3年12月28日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

オミクロン株の感染流行に備えた
地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について

「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化について」（令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「点検強化事務連絡」という。）において、B.1.1.529系統（オミクロン株）による感染拡大が生じた場合に備えた体制整備の点検・強化について連絡をしたところです。

また、本日、厚生労働大臣から、日本医師会会長・日本薬剤師会会長・日本看護協会会長に対し、別添の内容について協力を願いしました。

今後の市中感染の急速な拡大に備え、B.1.1.529系統（オミクロン株）に対し機動的かつ適切に対応し、自宅療養者等が安心して療養できる体制を構築するため、改めて地域の医師会、薬剤師会、看護協会等と連携いただき、点検強化事務連絡の内容に加え、下記の取組をお願いします。

記

1. 自宅・宿泊療養者が安心して療養できる体制構築の確認について

- 各都道府県で策定いただいた「保健・医療提供体制確保計画」（以下「計画」という。）において、すべての感染者に確実に陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、速やかに、かつ継続して保健所等または医療機関から健康観察や診察を受けられる体制を構築いただき、点検強化事務連絡により、令和4年1月7日（金）までに自宅療養者等への健康観察・診療の対応についても体制の確認をお願いしているが、患者の安心のためには、パルスオキシメーターの迅速な配布も重要であり、自宅療養開始当日ないし翌日に配布する体制の構築につ

いても確認を行うこと。

2. 診療・検査医療機関の拡大・公表について

- 発熱等の症状がある患者が、まずは、適切かつ確実に検査・診療を受けられる体制とするため、全国で約3.5万（令和3年12月22日時点）ある診療・検査医療機関については、今後も感染状況に応じて、追加で指定を行うことや、対応時間やブースの拡大を行っていただきたいこと。

受診した患者が陽性と判明した場合、必ずHER-SYSを用いて発生届を提出すること、あわせて「My HER-SYS URL通知ボタン」も同時に押下すること、受診者に対してはHER-SYSからショートメッセージが届く旨も伝達いただくこと等について、改めて診療・検査医療機関に対する周知徹底を行うこと。とりわけ、HER-SYSを活用することによって、受診後早期の段階から、My HER-SYSや自動架電を活用した自宅療養者の健康観察を行うことが可能となることから、健康観察の空白期間を防ぎ、自宅療養者の健康状態の悪化を見逃すリスクを低減するために、HER-SYSを用いた発生届の提出徹底はもとより、My HER-SYS等の積極的な活用を図ること。

- また、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和3年9月28日付け事務連絡）により、診療・検査医療機関を都道府県のホームページで公表する仕組みを整えていただいているところであるが、患者がより円滑に受診できるよう、未だ公表していない診療・検査医療機関に対し、公表を促すこと。その際、かかりつけ患者への検査に限っている等の事情がある場合には、その旨をホームページに追記する等の対応も可能であることを丁寧に説明し、公表いただくよう働きかけること。
- 都道府県のホームページにおいては、診療・検査医療機関名に加え、診療時間や検査体制等もあわせて公表するなど、患者にとって分かりやすい情報発信となるようホームページを整えていただくこと。
- これらの取組結果については、令和4年1月13日（木）までにご連絡いただきたいこと。

(参考)

- 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和3年9月28日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000836896.pdf>

3. 健康観察・診療を実施する医療機関等の拡大・公表について

- 全ての陽性が判明した患者の安心のため、計画において体制を構築いただいた「治療に関与する医療機関」（全国で約1.2万（12月7日公表時点））について、点検強化事務連絡により、今後も継続して地域の関係者間で協議を行っていただき、今後の感染急拡大に備えて数を増やす等の取組を進めていただいているところ。

その際、診療・検査医療機関については、検査のみならず、自ら診断した自宅療養者について、陽性判明後、引き続き健康観察・診療を実施していくだくようにすること。

- 加えて、患者にとって分かりやすい情報発信を行う観点から、自宅療養者の健康観察・診療を行う医療機関として、上述の診療・検査医療機関のホームページに、健康観察・診療を実施する旨の項目を加える等、各都道府県のホームページで公表する仕組みを整えること。
- あわせて「治療に関与する訪問看護ステーション」（全国で約1千（12月7日公表時点））や「治療に関与する薬局」（全国で約2万（12月7日公表時点））についても、各都道府県のホームページに、自宅療養者等の治療に関与する機関として、公表する仕組みを整えること。
- これらについては、令和4年1月13日（木）目途でホームページに公表する仕組みを整えていただきたいこと。

4. 経口抗ウイルス薬を陽性判明の診断当日ないし翌日に投与可能な体制確保について

（1）処方可能な登録医療機関の拡大について

- 経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分等については、「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」（令和3年12月24日付け事務連絡）においてお示ししているが、今後の感染拡大に備えて、投与後の定期的なフォローアップが可能な3.の「健康観察・診療を実施する医療機関」すべてが、経口薬を処方できる体制を整えることが重要である。
- 経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」（販売名：ラゲブリオ）の処方に当たっての諸手続き等は、別途、令和3年12月24日付け事務連絡（下記参照。以下「12月24日付け事務連絡」という。）により体制整備をお願いしていると

ころであるが、経口薬の処方には、当面の間、副作用等についての患者へのフォローが必要とされていることを踏まえ、3. の「健康観察・診療を実施する医療機関」すべてが、製造販売業者が開設する「ラゲブリオ登録センター」に登録いただけるよう（12月24日付け事務連絡P.4参照）、確実な周知を行うこと。

- 都道府県別のラゲブリオ登録センターに登録いただいた医療機関・薬局数については、令和4年1月13日（木）までに確実に周知を行っていただき、当該数を国において、公表することを予定している。なお、公表に当たっては、国において集計を行うため、都道府県から個別の報告は不要である。

（2）医療機関間の情報連携による速やかな投与体制の確保について

- 陽性判明の診断当日ないし翌日に投与可能な体制を確保するためには、上記取組に加えて、投与対象となりうる患者が受診する可能性のある診療・検査医療機関（コロナ患者が受診する可能性のある医療機関）において、患者に対し本剤を処方する医療機関を迅速に紹介できるようにすることが重要である。
- 12月24日付け事務連絡Q.2（P.9）に従って、（1）の登録医療機関のリストを作成し、管内の診療・検査医療機関に共有いただくこと。なお、リストの共有の範囲については、当該事務連絡に記載のとおり、地域の実情に応じ、医療圏ごととするなどの対応を行うことは差し支えない。
- 上記リストの作成に当たっては、令和4年1月13日（木）までに都道府県において取りまとめの上、厚生労働省に報告いただきたい（連絡先については、12月24日付け事務連絡を参照）。

（参考）

- ・「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」（令和3年12月24日付け事務連絡）

以上

日本医師会会長・日本薬剤師会会长・日本看護協会会長に
対する厚生労働大臣協力要請発言（令和3年12月28日）

- オミクロン株については、我が国でもいわゆる市中感染とみられる事例が出てきており、陽性者が増加しています。オミクロン株はデルタ株より感染性・伝播性が高いとの指摘もあり、今後、国内で感染拡大が生じた場合、デルタ株が主流であった今夏に比べ、感染拡大の速度が非常に速い可能性があると懸念されています。
- 仮に今後、急速な感染拡大が生じた場合に、保健・医療提供体制確保計画で整備した体制が即座に確実に稼働できることが必要です。12月22日に都道府県に対しては1月上旬までの体制の点検・強化を依頼しているところですが、地域において、検査・健康観察・治療に携わられる皆様の力が不可欠です。一年の終わりの最も慌ただしい時期ではありますが、国民の命と健康を守るために、何卒、もう一段のご協力をお願い申し上げます。

【自宅療養者への支援】

- まず第一に、オミクロン株による感染拡大に備えるため、健康観察や、オンライン診療・往診、訪問看護、薬の提供等を実施する機関を増やす必要があります。このため、医療機関、薬局、訪問看護ステーションにおかれましては、これらの実施拡大についてご協力をお願いします。

特に、診療・検査医療機関は、検査のみならず、自ら診断した自宅療養者について、陽性判明後、引き続き健康観察・診療を実施して頂きますよう、宜しくお願いします。

【経口薬による治療の確保】

- 第二に、先日、薬事承認した経口薬は、必要な方に処方され、滞りなく投薬につなげることが必要です。このため、経口薬を処方する医療機関の拡大や、医療機関間の連携により、診断から当日ないし翌日に投薬可能となるよう体制を確保するとともに、患者が薬局に来所せずに経口薬を手に入れられるよう、医療機関と薬局の連携により患者の自宅に速やかに配達する等の体制の構築をお願い致します。

【検査体制の確保】

- 第三に、検査体制については、検査需要の急激な増加に備えて、都道府県・保健所からの要請に応じて、診療・検査医療機関や地域外来・検査センターの増設、診療時間延長など、検体採取体制の拡充に一層のご協力を頂きたく存じます。

【患者にとって分かりやすい情報発信】

- 第四に、診療・検査医療機関や健康観察、オンライン診療・往診等に対応する医療機関、訪問看護の事業所などの公表にご協力いただき、患者にとって分かりやすい情報発信をお願いします。

【人材確保】

- 第五に、すでに感染拡大時に備えて、全国で医師3千人、看護師3千人の派遣について、都道府県にご登録頂いているところですが、感染の急拡大に備えて、更なる医療人材の確保とともに、都道府県の圏域を超えた派遣にもご協力のほど何卒お願い致します。